

◆◆法改正を経ずに企業ごとに規制緩和が可能となります◆◆
「企業単位の規制改革(緩和)」「新法施行」セミナー

平成30年6月6日に、生産性向上特別措置法が施行され、企業単位の規制改革(緩和)が可能となりました。今回、経済産業省から担当者(経済産業省 経済産業政策局 係長 村尾 梢 氏)をお招きし、制度の概要、申請方法、具体例などをご教示頂けるセミナーを開催します。鹿児島では初のセミナー開催となります。規制改革(緩和)により、自社の生産性向上につなげていただけるかと存じます。この機会に、ぜひご参加ください。

また、セミナー後は、講師を囲んで交流会を開催いたします。直接質問できる良い機会です。あわせてご参加ください。

日時 平成30年**8月6日(月)** 16:00~17:30

会場 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)14階大会議室

定員 80名

受講料 どなたでも**無料**

交流会は、18:30~20:30となっております。
 (於:レム鹿児島2階巳八(みのはち)(※アイムビルより徒歩1分))
 交流会参加費:3,500円です(当日申し受けます)。

【内容】

事業化したいプランがあるが、法律の規制に抵触してしまう…

⇒そんなときに、

「まずやってみる」という選択肢が選べます!

◆下記のようなご要望にお応えします

1. 現行規制が想定していなかった技術やビジネスモデルを活用したい。
2. 新事業が規制に抵触するか否か確認したい。
3. 新事業が規制に抵触するが、規制の特例措置を講じて事業化したい。

事例 アシストカの大きいリヤカー付 電動アシスト自転車の公道走行について

【申請事業者】ヤマハ発動機(株) [静岡県磐田市]
 ヤマト運輸(株) [東京都中央区]

【特例内容】
 アシストカの上限を、踏力の3倍とする電動アシスト自転車の活用が可能となった。(現行の道路交通法施行規則では、2倍までのアシストカに限定)



※従事する運転者への交通安全教育、安全運転に必要な業務を適切に行うための体制整備等の代替措置を講じ、実証を実施。

【成果】
 ・東京、北海道、神奈川、京都、大阪、福岡で実証を行い、様々な条件下での走行時の安全等について十分な実証結果が得られたことから、**規制が緩和(道路交通法施行規則が改正)され、アシストカの上限を踏力の3倍とするリヤカー付三輪電動アシスト自転車の活用が一般的に可能となった。**

お申込み

お問合せ

■(一社)九州ニュービジネス協議会鹿児島地域委員会 事務局 大津・坂元
 (鹿児島商工会議所 中小企業振興部 〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38)
 TEL:099-225-9533 / FAX:099-227-1977
 E-mail: shinkou1@space.ocn.ne.jp

※下記申込書にご記入の上、8月4日(土)までにFAX、メールまたは鹿児島商工会議所ホームページ(<http://www.kagoshima-cci.or.jp/>)にてお申し込みください。

「企業単位の規制改革(緩和)」「新法施行」セミナー(8/6)受講申込書(FAX.099-227-1977)

事業所名	[TEL] [FAX]		受講者名
所在地 (〒 -)	業種		
E-mail	交流会へのお申込み (参加・不参加)		